

令和4年度 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率の引き上げ(平成26年4月1日(5%→8%)、令和元年10月1日(8%→10%))に伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

令和4年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は以下のとおりです。

【歳入】

令和4年度決算 地方消費税交付金 3,056,932 千円
うち社会保障財源化分 1,608,635 千円

【歳出】

社会保障施策に要する経費 28,208,276 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源					内訳	
		特定財源			一般財源		引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
		国府支出金	地方債	その他				
地域福祉事業	49,497	24,877				3,710	20,910	
生活保護・困窮者支援等事業	10,179,478	7,367,020		123,102		405,236	2,284,120	
児童福祉事業	6,239,615	3,995,613		232,533		303,091	1,708,378	
母子福祉事業	116,156	101,903		838		2,021	11,394	
高齢者福祉事業	102,530	11,467		10,373		12,158	68,532	
障がい者福祉事業	4,580,258	3,454,914		94,742		155,293	875,309	
小計	21,267,534	14,955,794	0	461,588		881,509	4,968,643	
国民健康保険事業	1,362,135	815,013				82,441	464,681	
介護保険事業	1,862,363	200,578		58,371		241,605	1,361,809	
後期高齢者医療事業	1,844,699	330,279		62,177		218,826	1,233,417	
小計	5,069,197	1,345,870	0	120,548		542,872	3,059,907	
地域医療事業	61,540	1,860		8,482		7,715	43,483	
こども医療助成事業	354,534	64,627		125,200		24,818	139,889	
ひとり親家庭医療事業	95,863	47,224				7,329	41,310	
障がい者医療事業	825,583	250,354		38,813		80,828	455,588	
疾病予防対策事業	322,296	19,998		1,640		45,304	255,354	
地域保健事業	102,520			8,190		14,214	80,116	
母子保健事業	109,209	13,040		69,318		4,046	22,805	
小計	1,871,545	397,103	0	251,643		184,254	1,038,545	
合計	28,208,276	16,698,767	0	833,779		1,608,635	9,067,095	

※事務費・事務職員の人件費等は、社会保障施策に要する経費から除外しています。